

右京区選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法施行令第26条第1項により定めた指定関係投票区を変更したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成26年3月26日

右京区選挙管理委員会
委員長 吉田 修

	指定投票区	指定関係投票区	備考
変更前	第3投票区	第1投票区～第2投票区及び 第4投票区～第34投票区	
変更後	第3投票区	第1投票区～第2投票区及び 第4投票区～第36投票区	平成26年 3月19日変更

(右京区選挙管理委員会事務局)